6.0　治療目的使用に係る除外措置の申請手続

6.1　治療目的使用に係る除外措置を必要とする競技者は、できる限り速やかに申請すべきである。競技会においてのみ禁止される物質については、当該競技者は、緊急又は例外的な事態を除くほか、次に参加する競技会の少なくとも三十日前までに治療目的使用に係る除外措置を申請すべきである。当該競技者は、提供された治療目的使用に係る除外措置の申請書を使用して、自国のドーピング防止機関、当該競技者が属する国際競技連盟又は適当な場合には主要な競技会開催機関に申請すべきである。ドーピング防止機関は、競技者に使用させるべき申請書を自己のウェブサイトから入手することができるようにする。当該申請書は、附属書二に定めるひな形に基づくものでなければならない。ドーピング防止機関は、追加的な情報を要求するため当該ひな形を修正することができるが、いかなる欄又は項目も、削除することができない。

6.2　競技者は、関連するドーピング防止機関による別段の定めがある場合を除くほか、ドーピング防止運用管理システムにより、治療目的使用に係る除外措置の申請書を当該ドーピング防止機関に提出すべきである。当該申請書には、次のものを添付しなければならない。

a　当該競技者が治療目的であることを理由として関係する禁止される物質又は禁止される方法を使用することを必要とすることについて証明する報告であって、適切な資格を有する医師によるもの

b　包括的な病歴（可能な場合には、最初の診断を行った医師による記録を含む。）並びにこの申請に関連する全ての検査、試験所の調査及び画像検査の結果

6.2　bの規定に関する注釈　診断、治療及び有効期間に関連して提出される情報については、世界ドーピング防止機構の文書「治療目的使用に係る除外措置委員会の決定を支える医学的情報」を指針とすべきである。

6.3　競技者は、治療目的使用に係る除外措置の申請書並びにその申請を裏付けるために提出した全ての資料及び情報についての不備のない写しを保管すべきである。

6.4　治療目的使用に係る除外措置の申請は、全ての関係書類が添付された適切かつ不備のない申請書を受領した後にのみ、治療目的使用に係る除外措置委員会により検討される。不備のある申請書は、不備の補正及び再提出のため、競技者に差し戻される。

6.5　治療目的使用に係る除外措置委員会は、競技者の申請を検討するため、当該競技者又は当該競技者の医師に対し、追加的な情報、検査若しくは画像検査又は必要と認めるその他の情報を要求することができる。当該委員会は、適当と認める場合には、他の医療の専門家又は科学の専門家の支援を求めることができる。

6.6　競技者が治療目的使用の除外措置を申請し、及び治療目的使用に係る除外措置委員会の要求により当該申請を補足するために生ずる費用は、当該競技者が責任を負う。

6.7　治療目的使用に係る除外措置委員会は、できる限り速やかに、通常（すなわち、例外的な事情によらない限り）、不備のない申請の受領の後二十一日以内に、申請を許与するか否かを決定する。治療目的使用に係る除外措置の申請が競技会前の合理的な期間内に行われた場合には、当該委員会は、当該競技会の開始前に決定を行うため最善の努力を払わなければならない。

6.8　治療目的使用に係る除外措置委員会の決定については、5.4の規定に従い、書面により競技者に通知しなければならず、かつ、ドーピング防止運用管理システム又は世界ドーピング防止機構が承認する他のシステムにより、世界ドーピング防止機構その他のドーピング防止機関が入手することができるようにしなければならない。

a　治療目的使用に係る除外措置を許与する決定は、医学的事情及び当該治療目的使用に係る除外措置との関連により課される条件を反映して、治療目的使用に係る除外措置委員会が許可する関係する禁止される物質又は禁止される方法の投与の用量、頻度、経路及び期間を特定しなければならない。

b　治療目的使用に係る除外措置の申請を拒否する決定には、その理由についての説明を含めなければならない。

6.9　治療目的使用に係る除外措置には、治療目的使用に係る除外措置委員会が決定する特定の有効期間があり、当該有効期間の終了する時に当該治療目的使用に係る除外措置は、自動的に満了する。競技者は、禁止される物質又は禁止される方法を有効期間の満了後も継続して使用する必要がある場合には、新規の治療目的使用に係る除外措置のための申請を当該有効期間の満了前に決定するために十分な時間があるよう、当該有効期間の満了前に十分な余裕をもって提出しなければならない。

6.9の規定に関する注釈　有効期間については、世界ドーピング防止機構の文書「治療目的に係る除外措置委員会の決定を支える医学的情報」を指針とすべきである。

6.10　競技者が治療目的使用に係る除外措置を許与したドーピング防止機関が課する要件又は条件を速やかに遵守しない場合には、当該治療目的使用に係る除外措置は、有効期間の満了前に取り消される。また、世界ドーピング防止機構による再審査又は不服申立てに基づき、治療目的使用に係る除外措置を取り消すこともできる。

6.11　関係する禁止される物質の治療目的使用に係る除外措置が有効期間を満了し、又は撤回され若しくは取り消された直後に違反の疑われる分析結果が出た場合には、違反の疑われる分析結果の最初の検討を行ったドーピング防止機関（規範7.2の規定参照）は、この結果が当該治療目的使用に係る除外措置の有効期間の満了又は撤回若しくは取消し前の当該禁止される物質の使用と合致するか否かについて検討する。合致する場合においては、当該使用（及び競技者の検体における当該禁止される物質の存在）は、ドーピング防止規則に対する違反とならない。

6.12　治療目的使用に係る除外措置が許与された後、競技者が禁止される物質又は禁止される方法の投与について当該治療目的使用に係る除外措置において特定された用量、頻度、経路又は期間と著しく異なる用量、頻度、経路又は期間を必要とする場合には、当該競技者は、新規の治療目的使用に係る除外措置を申請しなければならない。禁止される物質又は禁止される方法の存在、使用、所持又は投与が許与された治療目的使用に係る除外措置の条件と合致しない場合には、競技者が当該治療目的使用に係る除外措置を有しているという事実は、ドーピング防止規則に対する違反という結果を妨げるものではない。

7.0　治療目的使用に係る除外措置の承認手続

7.1　規範4.4の規定は、ドーピング防止機関に対し、他のドーピング防止機関により許与された4.1に規定する条件を満たす治療目的使用に係る除外措置を承認するよう求める。したがって、国際競技連盟又は主要な競技会開催機関の治療目的使用に係る除外措置の要件の対象となる競技者が既に治療目的使用に係る除外措置を有している場合には、当該競技者は、当該国際競技連盟又は主要な競技会開催機関に新規の治療目的に係る除外措置の申請を提出すべきではない。代わりに、次の方法を行うこともできる。

a　当該国際競技連盟又は主要な競技会開催機関は、治療目的使用に係る除外措置の決定が5.4の規定に従って報告され、世界ドーピング防止機構による再審査のために入手することができる場合には、規範4.4の規定（又は治療目的使用に係る除外措置の決定の特定の分類、例えば、特定のドーピング防止機関により行われたもの若しくは特定の禁止される物質に関連するもの）に従って行われた当該治療目的使用に係る除外措置の決定を自動的に承認する通知を公表することができる。治療目的使用に係る除外措置が許与された時に当該競技者の治療目的使用に係る除外措置がこの方法により自動的に承認された治療目的使用に係る除外措置に分類される場合には、当該競技者は、追加的な行動をとる必要はない。